

公益財団法人愛知県スポーツ協会総務委員会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、総務委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、協会の運営の円滑化を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議案の調整
- (2) 定款の変更及び諸規程の改廃の立案手続き
- (3) 事業計画予算の編成並びに決算の作成
- (4) 愛知県スポーツ協会表彰受賞候補者の選考
- (5) 加盟申請の検討
- (6) その他委員会に属さない事項

第3章 組 織

第4条 委員会は、次の委員をもって構成し、委員の数は15名以内とする。

- (1) 協会理事から選出された委員 若干名
- (2) 愛知県スポーツ局から選任された委員 若干名
- (3) 愛知県市長会及び町村会から選任された委員 若干名

第4章 役 員

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |

第6条 委員長は、理事長が協会理事から選出された委員の中から指名する。

- 2 副委員長は、委員の互選により決める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員及び役員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員及び役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 委 員 会

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決める。
- 4 委員会の議事について、議決に加わることのできる委員の3分の2以上が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その議事の議決があったものとみなすものとする。

第6章 規程の改廃

第9条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意により、理事会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行のときに選出された委員及び役員の任期は、第7条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行する。